

競争入札心得

中土佐町総務課

(趣旨)

第1条 中土佐町発注の建設工事及び建設工事に係る委託業務等における一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、中土佐町財務規則（平成18年規則第36号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加者の資格)

第2条 競争入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札においては、入札参加者として資格を確認された者
- (2) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に規則第81条（規則第92条において準用する場合を含む。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第81条第1項各号（規則第92条において準用する場合を含む。）の規定により免除された場合は、この限りではない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、特記仕様書、設計書、図面その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。

3 代理人による入札のときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。

4 入札者は、見積根拠資料を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、投かんすることはできない。ただし、入札執行者が見積根拠資料の提出を求めない場合はこの限りではない。

5 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。

6 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

7 入札公告等において認められている場合には、次に掲げるところにより、郵便等により入札することができる。

(1) 入札書は、入札件名（工事（業務）名及び工事（業務）番号）、入札日時及び氏名（法人の場合は商号、名称。）を記載した封筒に入れ、これを封かんする。

(2) (1)の封筒をさらに別の封筒に入れ、これを封かんし、表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、書留により入札期日の前日までに必着するよう郵送する。

(入札の基本的事項)

第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を別記第1号様式による入札書に記載して入札しなければならない。

2 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。

3 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。

4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。

5 前条第7項の規定による郵便等による入札にあつては、入札執行者がその場で開封して入札書を入札箱に投かんし、他の入札書と併せて開札する。

6 入札者は、いったん投かんされた入札書について、取替え又は訂正をすることができない。

7 次の場合には、入札は行わない。

(1) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がいないとき

(2) 指名競争入札において、入札の辞退等により入札者が1者となったとき

(3) すべての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき

8 一般競争入札においては、入札参加資格確認通知書で入札参加を認めた者が1者でもあるときは、入札を行う。

(見積根拠資料)

第6条 入札者は、第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に係る見積の根拠を示す見積根拠資料を提出しなければならない。ただし、第4条第4項に該当する場合はこの限りでない。

2 見積根拠資料の様式は自由であるが、当該工事の設計図書に基づき工種ごとに金額を明示し、入札者の住所、氏名を記載のうえ押印すること。

なお、当該資料は、代理人が作成したものも有効とするが、記名押印を要件とする。

(公正な入札の確保)

第7条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

(1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき

(2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(入札の辞退)

第9条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、別記第2号様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）する。

(2) 入札執行中にあつては、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出する

ことを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。

3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

(1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書

(2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書

(3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書

(4) その他、入札の諸条件に違反した入札書

(失格の入札)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

(1) 入札に参加する資格のない者が入札をした場合

(2) 委任状を持参しない代理人が入札をした場合

(3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）が入札をした場合

(4) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者が入札をした場合

(5) 所定の入札箱に投かんしなかった場合

(6) 最低制限価格を下回る入札書記載金額の入札をした場合

(7) 第16条のくじに参加しない場合

(8) 明らかに談合によると認められる入札をした場合

2 第14条の規定による入札に関して、次の各号のいずれかに該当する入札者は失格とする。

(1) 同条第1項の規定により契約を締結することが適当でないとされたとき

(2) 同条第2項の調査に協力しないと認められるとき

(落札者の決定方法)

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、第13条、第14条による場合を除く。

(最低制限価格を設けた場合等の落札者の決定方法)

第13条 当該内容に適合した契約の履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 政令第167条の10の2第1項を適用した競争入札（以下「総合評価方式」という。）の落札者は、入札者の価格以外にその施工能力、配置予定技術者の能力その他当該工事（業務）の施工（実施）に必要と認められる事項の評価を入札価格と併せて算定された評価値が最も高く、かつ、入札価格が予定価格の範囲内である者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認められるときはその者を落札者とせず、政令第167条の10の2第2項の規定により予定価格の制限の範囲内の価格をもって申

申込みをした他の者のうち最も評価値の高い者を落札者とすることができる。

(調査基準価格を設けた場合の落札者の決定方法等)

第14条 調査基準価格を設定し、契約締結の可否を調査のうえ落札者を決定する入札等において、当該調査基準価格を下回る入札を行った者が、調査の結果当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、政令第 167条の10第 1 項の規定により予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。

2 調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、契約担当者等の行う調査に協力するものとし、調査資料の作成を指示されたときは、その指示された日までに当該資料を契約担当者に提出しなければならない。

3 最低の価格で入札した者が 2 人以上あるときは、直ちにくじを引かせて前項の調査を実施する順番を決定する。

4 第 1 項において、予定価格の範囲内で、かつ調査基準価格以上の入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者が 2 人以上あるときは、直ちにくじを引かせて調査基準価格を下回る価格で入札した者が第10条第 2 項第 1 号の規定により失格となったときに契約を締結する者を決定する。

5 前項までの規定は、総合評価方式において調査基準価格を設定する場合に準用する。ただし、第 1 項中「政令第167条の10第 1 項の規定により」とあるのは「政令第167条の10の 2 第 2 項の規定により」と、「最低の価格をもって申込みした者」とあるのは「評価値が最高点となった者」と、第 3 項及び前項中「最低の価格で入札した者」とあるのは「評価値が最高点となった者」と読み替えるものとする。

(落札宣言)

第15条 第12条から前条までにおいて落札となる入札があったときは、工事（業務）番号又は工事（業務）名、入札書記載金額に100分の10を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。

2 総合評価方式において落札となる入札があったときは、前項の規定によるほか当該落札者の評価点及び評価値を宣言しなければならない。

(同額等の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定方法)

第16条 落札となるべき同額の入札をした者が、2 人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者は、第11条第 1 項第7号により失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したものとして取り扱う。

2 前項の規定は、第14条第3項及び第4項のくじ引きに準用する。

(入札の保留)

第17条 調査基準価格を下回る入札が行われたとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を保留する。

2 前項により入札の保留を行ったときは、速やかにその対応を決定し、すべての入札参加者に通知しなければならない。

(再度入札)

第18条 開札の結果落札となるべき入札がないときは、前条の規定による場合を除き直ちに再度の入札を行う。ただし、指名競争入札において再度入札を行う前に入札の辞退等により入札者が 1 者となったときは、

この限りではない。

2 郵便等による入札を行い開札に立ち会わない者がいるときは、再度入札は日時を新たに決定して行わなければならない。

3 再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。

4 再度入札においてその前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退の意思があったものとみなす。

5 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

(1) 入札を辞退した者

(2) 入札辞退として取り扱われた者

(3) 入札の結果失格となった者

(更改入札等)

第19条 入札不調（第5条第7項の規定により入札が行われなかった場合（以下この条において「入札不成立」という。）及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。）の場合は、次のとおり公告又は指名を改めて行うことにより同一工事（業務）に係る入札を行う（以下「更改入札」という。）。

(1)一般競争入札

入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直したうえで改めて公告し更改入札を行う。

(2)指名競争入札

新たに別の入札参加者を指名して更改入札を行う。ただし、第5条第7項第2号による入札不成立の場合には、当該入札者を再指名することを妨げない。

2 前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難なときは、次の者と政令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の見積合わせを行う。

(1) 入札参加者が1者しかなく入札不成立であった場合は、当該入札参加者

(2) 入札参加者が1者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者

(3) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札（再度入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。）を通じて最低価格（第13条第1項においては同項において規定する範囲内の価格のうち最低価格、総合評価方式においては最高の評価値）の入札者

3 前項の随意契約における予定価格調書は、その入札不調となった入札の予定価格調書によらなければならない。

(契約書の提出等)

第20条 落札者は、落札決定の日から10日（閉庁日を含む。）以内に交付された契約書の案に記名押印し、契約担当機関に提出しなければならない。ただし、契約担当者が別途その期日について定めた場合はこの限りではない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したものとして、政令第167条の2第1項第9号の規定により随意契約の見積合わせを行うことができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が前項に規定する契約書を提出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決

定することはできない。

3 前項の随意契約の見積合わせは、第12条から第14条までの規定により、落札辞退者に次いで落札者となるべき者を相手方として行う。

4 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序をみだすおそれがある著しく不相当と認められるときは、当該落札決定を取り消す。この場合には、新たな競争入札の執行により落札者を決定する。

(現場代理人・技術者届等)

第21条 落札者は、契約の締結に際し、別に定める現場代理人・技術者届を提出しなければならない。

2 現場代理人の常駐及び技術者の専任配置等に関して、契約内容や建設業法（昭和24年法律第100号）に違反すると認められるときは、落札決定を取り消す。一般競争入札においては、第1項の届出でその入札の参加申請時に届け出た配置予定技術者を理由なく変更したときも同様とする。

3 前項において落札決定を取り消したときの落札者の決定は、前条第4項の規定を準用する。

4 前3項の規定は、委託業務において技術者の届出が必要な場合に準用する。

(契約の保証金)

第22条 落札者は、契約の締結に際し、規則第100条の契約の保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第100条第1項の規定により免除された場合又は規則第100条第2項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

2 落札者は、契約の保証金の免除（規則第100条第1項第3号による場合を除く。）又は契約の保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(議会議決案件の契約の確定)

第23条 中土佐町議会の議決が必要な契約においては落札者といったん附帯条件付の仮契約を締結し、中土佐町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第64号）の規定により中土佐町議会の議決を経た後に町長が効力発生通知を行うことにより、本契約として確定する。

(異議の申立て)

第24条 入札者は、入札後この心得、仕様書、設計書、図面その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(入札記録)

第25条 入札結果は、入札記録にとりまとめて公表する。

附 則

(施行期日等)

1 この心得は、平成23年4月1日から施行する。

(他の心得の廃止)

2 「一般競争入札心得」及び「指名競争入札心得」は廃止する。

附 則

(施工期日等)

1 この心得は、平成30年6月22日から施行する。

附 則

(施工期日等)

- 1 この心得は、令和元年5月1日から施行する。